

豊中市けんしん書類に係る住民票の住所以外への郵便物の送付先登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん検診、市民健康診査等に関する業務に係る郵便物を住民基本台帳法における住民票の住所（以下、「住民票の住所」という。）以外に送付する場合における、送付先登録の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(申請者)

第2条 住民票の住所以外に郵便物の送付を希望する者（以下、「申請者」という。）は、医療機関への入院又は介護保険施設への入所等により、住民票の住所で郵便物を受け取ることができない場合に、送付先の登録を申請することができる。

2 申請者が郵便物の管理もできず申請も行えない状態であるなどの特別な事情がある場合に限り、申請者の親族及び成年後見人は送付先の登録を申請することができる。

(登録申請)

第3条 送付先の登録は、申請者が「けんしん書類 送付先（登録・変更・取消）申請書（様式第1号）」（以下、「申請書」という。）を市長に提出することとする。

2 送付先の登録においては、公的機関が発行する写真付書類又は登記事項証明書（成年後見人等による申請の場合）等により申請者の本人確認を行うこととする。

3 特別な事情により申請者以外の者が申請をする場合については、前項に掲げる書類のほか、委任状を提出しなければならない。

4 委任状には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 委任者の住所及び氏名（氏名は自署又は記名押印）

(2) 代理人の住所及び氏名、続柄

(3) 委任事項

(4) 委任年月日

(変更又は取消)

第4条 送付先の登録後、当該送付先の変更又は取消を行う場合は、前条の規定を準用する。

(郵送による申請)

第5条 電話等による申し出により、郵送で前2条の申請を受ける必要が生じた場合は、申請書を申請者に送付し、第3条第2項の本人確認書類の写しとともに返送されることにより受け付けることとする。

(職権取消)

第6条 申請された送付先に郵送物等が届かない場合、職権にて送付先を取り消すことができる。

(庶務)

第7条 この要綱に係る庶務は、健康医療部健康推進課において行う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(様式第1号)

けんしん書類 送付先（登録・変更・取消）申請書

豊中市長あて

けんしん関係書類の送付先につきまして、次のとおり申請します。

届出日	年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消

申請者

フリガナ		送付先登録 の対象者と の関係	
氏名			
住所	〒 -		
電話番号	()		

送付先登録の対象者

	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（下記の記入不要）
フリガナ	
氏名	
住民票の住所	〒 -
電話番号	()

登録する送付先の内容

	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（下記住所の記入不要）
送付先 設定住所	〒 -
送付先 電話番号	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（下記電話番号の記入不要） ()
送付先を登録 する理由	

ご確認事項

送付先を変更または取消するときは、再度申請が必要です。

変更または取消の申請がない場合、住民登録を変更されてもけんしん関係の書類は今回登録された送付先へ送付されますのでご注意ください。

受付印

申請先
豊中市健康医療部 健康推進課
〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1 豊中市保健所内